

# 食事療養費の負担額について

健康保険法施行規則等の変更により、令和8年6月1日から食事療養費の自己負担額が変わります。

## 一般（70歳未満）の方

（1食につき）

区 分			変更前	変更後
上位所得者（限度額区分ア・イ）			510円	550円
一般（限度額区分ウ・エ）				
小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者			300円	330円
住民税非課税世帯 （限度額区分オ）	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	240円	270円
		91日以降	190円	220円

## 高齢者（70歳以上）の方

（1食につき）

区 分			変更前	変更後
現役並み（区分Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ） 一般			510円	550円
指定難病患者			300円	330円
低所得者Ⅱ	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	240円	270円
		91日以降	190円	220円
低所得者Ⅰ			110円	130円

※**選択メニュー**をお申し込みの場合は1食につき**20円が加算**になります。

※**特別メニュー**をお申し込みの場合は1食につき**100円が加算**になります。

岩手県立磐井病院長